平成２９年（フ）第４８６号
広島市安佐南区東野２丁目７番33―102号
債務者　山村　武二
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０５号
広島県廿日市市福面２丁目７番20号（202）
債務者　若林　　茂
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
山口県萩市大字椿東5112番地
債務者　土井　保之
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第４８号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙1223番地
債務者　阿部　美和
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第６８号
佐賀県鹿島市大字納富分4414番地
債務者　原田　由美
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第２１１号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目22番27号　ＡＧハウス２号棟
債務者　和田　芳敬
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４１号
鹿児島県鹿屋市川西町3643番地１
債務者　髙尾　朝子（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
北海道苫小牧市花園町３丁目10番11号　メゾンソピアＢ―３号
債務者　亀谷めぐみ
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２３号
秋田県鹿角市花輪字柴内太田谷地７番地８すずらん荘102号、前住所秋田県鹿角市花輪字扇ノ間93番地５
債務者　石田　竹道
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１６３号
山梨県甲斐市長塚870番地７
債務者　有野　恭章
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
山梨県甲斐市長塚870番地７
債務者　有野　純子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
岐阜県可児市広見2406番地８　カーサ・デルソル203
債務者　佐橋　良明
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１１１号
三重県桑名市大字矢田826番地　城山寮
債務者　山内　　正
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
滋賀県蒲生郡日野町大字大窪1006番地
債務者　国本由衣子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４５９号
京都市北区小山上板倉町25番地
債務者　高石　　治
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７１号
京都市右京区梅津南町38番地１　Ｇ・ＣＯＵＲＴ203
債務者　武田美津子こと　李　　ナル
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６４４号
京都市伏見区深草西浦町１丁目10番地３　ロイヤル深草206号、前住所愛知県春日井市二子町１丁目４番地７
債務者　伊藤秀峰こと　尹　　秀峰
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係